

入学検査料及び入学料・授業料などの経費について

1 入学検査料及び授業料等について

(1) 入学検査料・入学料・授業料

(令和2年4月1日現在)

区分	入学検査料	入学料	授業料(注1)		
			年額	納入回数	1回の納入額
全日制課程	2,200 円	5,650 円	118,800 円	2 回(注2)	第1回 29,700 円 第2回 89,100 円

※入学料及び授業料の納入が経済的に困難な家庭については、免除または2分の1に減額する制度があります。詳細については、入学が決定した際にご案内いたします。

(注1) 在学中は、授業料を補助する制度として「就学支援金制度」と「多子世帯授業料支援事業」があります。

「就学支援金制度」とは、区市町村民税の課税標準額の6%から区市町村民税の調整控除額を引いた額が30万4,200円未満の世帯の生徒が申請を行い受給認定された場合、学校に就学支援金を支給することで、その生徒の授業料等が無料になる制度です。返済の必要はありませんが、支給手続きを行わない場合は、授業料を負担していただくこととなります。

ただし、既に高校を卒業したことがある方及び修業年限(全日制36か月、定時制48か月)を超えて在学している方については、就学支援金の対象者とならないため、原則として授業料を徴収します。

「多子世帯授業料支援事業」とは、扶養する23歳未満の子が3人以上おり、かつ上記の就学支援金に所得要件で対象外となる世帯に対し、授業料を半額する制度です。

詳細については、入学が決定した際に改めてご案内いたします。

(注2) 授業料の納入回数は2回ですが、分割払いとすることも可能です。

(2) 奨学のための給付金について

授業料・通信教育受講料以外の教育に必要な経費(教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、教科外活動費、生徒会費等)の負担を軽減するため、高校生等がいる生活保護受給世帯又は都道府県民税所得割額及び区市町村民税所得割額が非課税の世帯を対象に奨学給付金の認定を受けた方に給付金を支給しています。返済の必要はありません。

世帯区分	課 程 等		給付額(年額)
生活保護受給世帯	全日制課程		32,300 円
	定時制課程		
	通信制課程		
区市町村民税所得割額非課税世帯	全日制課程	第1子	84,000 円
	定時制課程		
	全日制課程	第2子以降(15歳以上23歳未満)の扶養されている兄弟姉妹又は高校生等である兄弟姉妹がいる方	129,700 円
	定時制課程		
	通信制課程		36,500 円

2 制服

(平成30年4月1日現在税込価格、単位：円)

	男 子		女 子	
	品 目	価 格	品 目	価 格
学校指定品 (全員購入)	ブレザー	20,910	ブレザー	20,080
	冬スラックス	12,950	冬スカート	13,190
	ネクタイ	1,900	冬スラックス	11,170
	夏スラックス	10,560	リボン	1,550
			夏スカート	10,220
			夏スラックス	11,170
学校指定品 (任意購入)	ニットセーター (黒)	4,212	ニットセーター (黒)	4,212
	ニットセーター (紺)	4,212	ニットセーター (紺)	4,212
	ニットベスト (白)	4,104	ニットベスト (白)	4,104
	ニットベスト (紺)	4,104	ニットベスト (紺)	4,104
自由購入品	長袖シャツ (白)	3,099	長袖シャツ (白)	3,045
	半袖シャツ (白)	2,732	半袖シャツ (白)	2,732
	ポロシャツ (白・紺)	3,960	ポロシャツ (白・紺)	3,960

※1 冬・夏スカート、スラックスはどちらか一方でも可能です。

※2 セーター・ベストを着用する場合は、学校指定品の中から選択

約52,000円

3 体育用品

トレーニングウェア(上下)、Tシャツ、ハーフパンツ、水着、体育館シューズ、グラウンドシューズ等

※平成29年度入学生から、体育用品の指定製品が変更になっています。

約25,000円

4 教科書、補助教材等

第1学年使用教科書、補助教材等

※選択科目によって、多少変動します。また、年度途中で教材等を購入する場合があります。

年額 約25,000円

5 学校徴収金

学年積立金、修学旅行費、生徒会費、PTA会費

年額 約120,000円

6 選択科目教材費

入学時に選択した芸術科目により、教科書・補助教材費とは別に実習費として教材費が発生します。

科目名	教材費	備 考
音楽 I	教材費は徴収しません	
美術 I α および美術 I β	5,000円程度	
工芸 I	5,000円程度	別途作業着代として5,000円かかります
書道 I	2,000円程度	書道用具は各自で用意してください

7 その他

部活動に係る費用(部費、部活動合宿等)